

令和3年7月20日

全国的又は大規模なイベント開催に係る県への事前相談方法について

東京エレクトロンホール宮城

このことについて、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合には、以前よりそのイベントの開催要件等について、宮城県に事前相談をしていただいておりますが、令和3年7月20日に、事前相談に係るチェックリストの様式及び提出が必要な資料に変更が生じることから、関係の皆様へ周知するよう依頼がありました。

つきましては、イベント主催者の皆様方には、下記についてご確認いただき事前相談いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 定義（変更無し）

県への事前相談を要するイベントは以下のとおりとします。

参加者が1,000人を超える催物又は全国的な移動を伴う催物

## 2 相談方法（今回変更）

当該イベントの主催者は、以下の期日までに、該当する資料を下記提出先宛て郵送又は電子メールにより提出願います。

### (1) イベント2週間前までに提出するもの（①~③）

・事前相談を要する全てのイベントで提出が必要なもの

①別紙1「感染防止策チェックリスト」

②イベント計画書（以下の内容を確認できる資料）

・イベント概要

・イベントにおける感染防止対策

・事前相談を要するイベントのうち、一部のイベントで提出が必要なもの（※1）

③実績疎明資料

・別紙2「必要な実績疎明資料の判定」

・別紙2による判定の結果、必要とされる資料

### (2) イベント開催後、3週間以内に提出するもの（※2）

①別紙3「催物結果報告フォーム」

②イベントの映像・音声データ

### （※1）

別添1「催物の開催に係る事前相談」のとおり、大声・歓声等の有無について、特に確認が必要」と判断される催物を開催する場合。通常、大声・歓声等が想定されるポップコンサートなどを収容率100%で開催する場合は該当します。収容率50%以内で開催する場合や、大声・歓声等が通常想定されないクラシックコンサートなどを収容率50%を超えて開

催す場合は提出不要です。

(※2)

通常、大声・歓声等が想定されるポップコンサートなどを収容率100%で開催する場合に提出が必要です。また、収容率50%以内で開催する場合でも、感染者のイベント参加が判明した時や大声・歓声等が発生した場合など感染防止策不徹底等の事情が生じた場合に提出が必要です。

**【提出先】**

宮城県 環境生活部 消費生活・文化課 文化振興班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

E-mail syoubunb@pref.miyagi.lg.jp

**【この依頼に関する問い合わせ先】**

宮城県 環境生活部 消費生活・文化課 文化振興班  
TEL(022)211-2527